

○習志野市附属機関設置条例 (抄)

令和8年3月30日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、別表に定めるところにより、附属機関を置く。

(委員)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 執行機関は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

(会長等及び職務代理者)

第4条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び会長等の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を置く。

2 会長等は、当該附属機関の会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 職務代理者は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときはその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 附属機関に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第 6 条 附属機関に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第 7 条 委員 (臨時委員及び専門委員を含む。第 11 条において同じ。) は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第 8 条 附属機関の会議 (以下「会議」という。) は、会長等が招集し、議長となる。ただし、会長等及びその職務を代理する者とともに事故があるとき又はこれらの者がともに欠けたときの会議は、執行機関が招集する。

2 会議は、委員 (議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。) の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、会長等が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により開催することができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に関係する事項についての審議に参加することができない。

6 附属機関は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 9 条 附属機関は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

(罰則)

第 11 条 第 7 条の規定に違反して秘密を漏らした習志野市行政不服審査会の委員及び当該委員の職を退いた者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 ~ 3 3 [略]

別表 (第 2 条)

附 属 機 関 の 属 する 執 行 機 関	附 属 機 関	担 任 す る 事 務	委 員 の 構 成	委 員 の 定 数	委 員 の 任 期
---------------------------------	------------	-------------	-----------	-----------------	--------------

[略]

教育委員会	2	習志野市いじめ問題対策委員会	1 いじめの防止、早期発見及びいじめの対処のための対策について調査審議すること。 2 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態について調査審議すること。	1 学識経験者 2 その他教育委員会が必要と認める者	5 人以内	2 年
-------	---	----------------	---	-------------------------------	-------	-----

[略]